

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 合 | 鹿島 | 宮崎 | 熊本 | 佐賀 | 大分 | 福岡 | 高知 | 愛媛 | 山口 | 廣島 | 岡山 | 鳥取 | 島根 | 富山 | 石川 | 福井 | 山形 | 岩手 | 福島 | 宮城 | 長野 | 岐阜 | 滋賀 | 静岡 | 愛知 | 三重 | 茨城 | 千葉 | 群馬 | 埼玉 |
| 計 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 | 縣 |
| 一一七 | 二 | 一 | 一 | 二 | 一 | 五 | 一 | 一 | 四 | 二 | 三 | 二 | 二 | 三 | 五 | 二 | 三 | 一 | 二 | 三 | 六 | 二 | 一 | 六 | 二 | 六 | 五 | 二 | 二 | |
| 四 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 七一 | 二 | 一 | 一 | 一 | 四 | 一 | | 四 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 | 二 | 一 | 一 | 一 | 二 | 三 | 一 | 一 | 五 | 一 | 三 | 四 | | 二 | |
| 四二 | | | 一 | 一 | 一 | | | 一 | | 一 | 二 | 一 | 二 | 二 | 一 | | 二 | | | 一 | 三 | 一 | | 一 | 三 | 一 | 二 | | 一 | |

經費

本年一月ヨリ十二月ニ至ル本校ニ於テ出納セシ經費仕払高及諸收入等左記ノ如シ其出納細目ハ會計年度報告ニ詳舉ス

經費仕払高

一金壹萬九千六百四拾壹円四拾五錢八厘

諸收入高

一金貳千八拾九円九拾五錢壹厘

収入金ノ内仕払高

一金貳百參円參拾九錢五厘

書籍器械

本年中新ニ購入セシ圖書類ハ六卷二幅九拾壹冊十二枚ニシテ其價格ハ金百四拾円三拾九錢五厘ナリ又標本類ハ八百九拾五個ニシテ其代價ハ金百貳拾八円貳拾五錢ナリ又理學器械ハ九種ニシテ其代價金百五拾五円四拾六錢貳厘ナリ

解説

1 別冊規則

「東京美術学校規則」(112頁所載) 参照。

2 制服、制帽

制服、制帽の制定については

「自明治四十四年一月教務内規、諸規定書類掛教務」(明治四十四年一月廿五日

燒夫ニ付新調」の印が捺されている。)に次の記載がある。

第二十一號

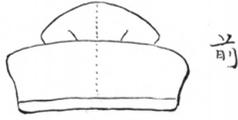
當校生徒ノ儀入學已來可成教導上紀律ヲ格守セシメンカ為メ一定ノ服帽ヲ着用為致度且又教員職員ノ儀モ申合セ一様ノ服帽ヲ着用候様為致度別紙圖面兩様相添此段上申候也

明治二十二年二月八日

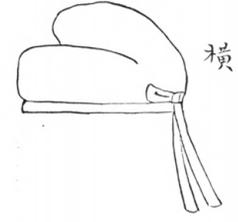
東京美術学校長事務取扱 濱尾 新

文部大臣子爵 森 有禮殿

色、材質等についての細則は記録されていないが、第一回卒業生溝口宗文によれば、校長（岡倉覚三）の服は地紋（高屋肖哲は、黒色や純色の紫に立涌の模様がついていたと言っている）のある黒緞子で、岡倉はこれを着て海豹の皮の靴を履き、馬に乗って得意満面だったという。「岡倉天心銅像」（本学構内）の服装は、平櫛田中が溝口宗文が着た制服（生徒用）を参考にして作った。次に教職員用の制服は葡萄色の綾織羅紗であったというが、色については当時の雑誌にエピソードはないしは茶色と記されている。茶系統の色であったと思われる。また、溝口は、生徒の制服はオリブ色のカシミヤであったと言っているが、雑誌の記事等では海藻色の羅紗ないしは鉄色となっている。制帽は黒色の羅紗。袴は



前

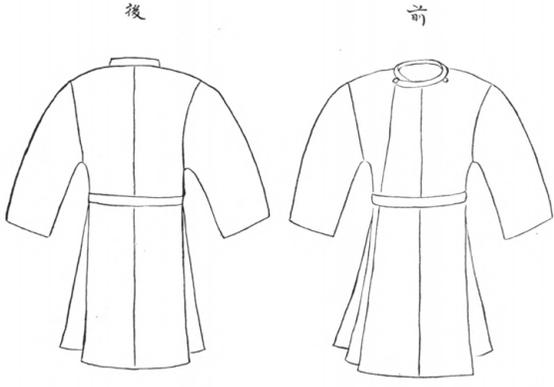


横



襟
美字金色七寶
周圍紫色七寶
縁金色

制帽は黒色の羅紗。袴は



前

後

一種のスカートのふくれたようなもの（高屋肖哲は指貫であったといている）であったという。制服の形は開腋に近く、制帽は折烏帽子形で、非常に風変わりなものであった。

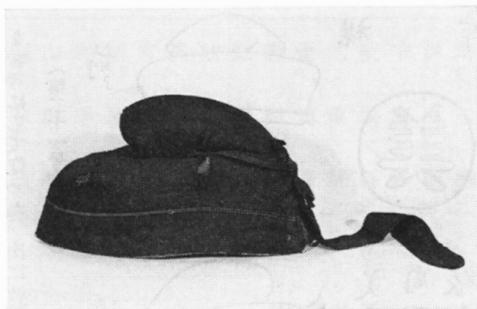
この制服、制帽の由来については今泉雄作が「東京美術学校回顧談」（『東京美術学校校友会月報』第十八巻第五号。大正八年十月）の中で語っている。それによると、岡倉覚三は東京美術学校の存在が一度に知られるような変わった服装をあれこれ考えた末、今

泉と謀り、国粹保存の主義からしても興福寺にある野見宿禰當麻蹶速の画像をもとにして作ることに決め、奈良の装束屋に持えさせたという。ただし、溝口宗文も由来について語っており、それによると、司法大臣山田顕義が裁判官や弁護士士の制服を定める際に、黒川真頼に依頼し、その結果、古典に基づいて考案された開腋に黒羅紗の折烏帽子形のものに決定したのであるが、東京美術学校の制服、制帽はその直後に、やはり黒川案を岡倉が採用して決定したのだという。また、制服、制帽は外神田の装束屋で持えたとも言っている。

制服ができ上がったのは制服制定の三日後、すなわち紀元節の日で、折りしも大日本帝国憲法発布の当日であった。東京美術学校も官立学校の一つとして宮城正門外の祝賀の列に加わったが、この異様な服装をし、これ



制服 木村武山着用 表地 毛綾織 暗灰色
裏地 絹 縹子 淡青色
(茨城大学五浦美術文化研究所蔵)



帽 香川勝広着用 (本学芸術資料館蔵)

また風変わりな錦欄の校旗を立てて進む一団は非常に目立ち、観衆を驚かせた。岡倉寛三や今泉雄作らは、こうなることを計算に入れて前々から制服の調達に着手していたものと思われる。岡倉寛三はこの制服を愛用し、いかなる席にも堂々とこれを着て出席した。その姿は余程際立っていたとみえて、当時の新聞に次のように記されている。

○岡倉氏の美術服

此日〔第三回内国勸業博覧会開会式〕

編者註〕玉座の左りに當り各高等官の輝き渡れる大禮服の眞中に一個の異丈夫あり列席の指目皆な注いで此に集まる此人の風俗如何と見てあれば胸より上は朝鮮人の如く腰より下は日本人の如く平常美術服折衷服など云へる新奇の服装を見慣れぬ出品人等は袖ヒキ合て怪訝り朝鮮と日本の間の子ならん杯ヒソメキ合るも可笑し是れ例の美術學校幹事岡倉寛三氏にして其古風にして異様な出品人中のチョン鬻先生と相對して一双の奇觀を呈せり——下略——

〔朝野新聞〕明治二十三年三月二十七日)

このように、非常に目立つ制服だったので、生徒は少なからず当惑し、あるいは抵抗を感じていたようで、卒業生の回想記にはよくその話が出てくる。横山大観も『大観画談』の中で

確か、明治二十二年の憲法發布の時のことではなかつたかと思ひます。あの美術學校の校服が制定されました。今の司法官の法服と同じきの、奈良朝そのままのやうな校服でした。私どももあれを着て、二重橋前の憲法發布の式典に参加したのですが、大學の人や世間の者が、何か異様の感を以て見てをりました。私はただ校則に従つて着てをりましたものの、往來なんか歩いてみると、人が奇異な目でじろじろと見廻すので、氣の小さい者にはできる藝當ではありません。

と述べている。また、左記の高村光雲の回想記によれば、それは教師として同様であつたらしい。

開校當時の服装は岡倉先生が意を凝して天平風の闕腋から形を考案し

ました。それが恰度鎌足公然として居つた爲一般人は外國人と早のみ込みをしてしまひました。明治廿二年二月憲法發布の際錦欄の校旗を推立て、行列をした時は支那人か朝鮮人か確かに異國人に違ひ無いと評されました。又職員や生徒が上野の山へ制服で行き出しますので上野の方には異人屋敷でもある様に想はれました。道を歩いて居ると俣夫が異人あつかひにして「私。何錢。行きます」と云つた口調でやつて來ます。私が夏暑い日に日本橋の近傍で扇を使ひながら歩いて居ますと通行人が私を見て「異人が日本の扇を使つて居る」と云つて嘲し立てました。然し月日の過ぎるに従つて美術學校の制服である事が知られて來ました。其後何年後でありましたか西洋畫科が出來て其影響の爲今日の制服に改められました。

〔「回旧談」『東京美術学校校友会月報』第二十卷第一号。大正十年五月〕

3 學術研究

岡倉寛三は教官の古美術研究を奨励し、着任早々の高村幸吉(光雲)と結城正明を奈良に派遣した。『高村光雲懷古談』(昭和四十五年十二月。新人物往来社)にはこれが光雲にとつては初めての奈良見物であり、旅費百六十幾円かを支給され、結城正明とともに横浜から汽船で神戸へ行き、そこから奈良と京都を回つて古美術を見学したと記されている。彼らは制服を着けて出かけたらしい。日程は未詳であるが、「法隆寺明治廿貳歳曳附」に

〔「三月」廿二日東京美術学校幹事岡倉寛三氏ノ添書ニテ東京美術学校教授 結城正明高村光雲ノ両氏來詣有之金巻圓被相備候事〕

とその足跡が記録されている。光雲の「奈良の彫刻物を観て」(『国華』第二号。明治二十二年十一月)はこの旅行の報告書にあたるもので、見学した仏像を五種に分けて論じ、最後に結論として彫刻に対する考え方の一斑を次のように述べている。

今試に年代を以て之を評せんに奈良の古彫刻は形を實物に取り運すに作者の意匠と想像とを以てす故に其製作物は品格甚高くして卑俗ならず稍下るに及びては樸より華に入り粗より密に移る鎌倉時代に及びては大に進歩したり或は高雅を以て長し或は精緻を以て優る而して各其獨長の技倆あり今日に及びては徒らに前人の様に依て胡蘆を招くに止まり更に新意を創出して前人の外に立つ能はず是れ其終身刻畫して竟に前人に勝つ能はざる所以なり夫れ近人は奈良を以て絶代の美術の標範となす而して古人は則今人の奉して以て標範となす奈良を造る古今相去る亦甚しきかな蓋し日本彫刻は其種類と其年代とに拘はらず一般に活動の趣致あるを以て目的とす故に之に對するときは精采奕々として人に迫り一刀一刻のあひた風情掬すへし彼の解剖の順序により骨學の規則に拘り眼口指爪の細に至るまで唯其真に近きを求め形似を以て長を誇るか如きに至りては抑亦末のみ豈に言ふに足らんや

なお、本年八月の橋本雅邦、川端玉章の京都出張も右と同じ趣旨で実施されたものである。

4 第二回生徒募集

第二回目の生徒募集も前回同様のかたちで行われた。このとき受験した新納忠之介は後年、次のように述べている。

自分が十八才の時、故床次竹二郎氏（大臣・東京市長等をした政治家）の殿父床次精三氏アヲの隣家だったので、その人に繪畫を習つたのが美術へ志す始まりであつた。そのうち美校で生徒募集のある事を知つたので自分も受験した。試験の學科には國語につれ、草の一節の解説が出た。自分はその時まだつれづれ草を知らなかつた。漢文は白文訓點、數學もあつた。歴史には妙にむづかしい問題が出て、たしか日光廟建立の經緯、南北朝の結末と云つた様なものだつたと思ふ。

實技にはたしか支那の美少年が爪の垢をとつてゐる畫が手本として出され、それを鳥の子紙に臨畫するのであつた。（この原畫は多分、元時代の傳錢選筆桓野王圖であらう。）まあそんな風で、自分は別段受験準備と云つた様な事もしてゐなかつたので、どんなものかと思つて發表の日に行つて見ると、自分の名前も出てゐた。而も大部終りの方に。阿々。

〔学校時代の思ひ出〕『東京美術学校校友会誌』第十九号。

昭和十五年十月

この回想記には記されていないが、このときも作文の課題があり、それは「人ノ画ヲ問フニ答フル書」という題で作文せよという問題で、繪畫についての認識と作文力を試そうとするものであつた。左記はその答案の一部である（頭の数字は採点数）。

100

吉岡九八郎

或人ノ曰ク畫ハ文ノ及ハサル所ヲ補フモノナリ故ニ事物ノ真ヲ写スヲ以テ主トナス苟モ其真ニ非サルモノ是ヲ畫トイフヲ得スト実用ノ點ヨリ論スレハ誠ニ然リ然レ此ハ是レ写真ノミ美術ニハ非サル也モシ或人ノ説ノ如クハ眼目ノ及ハサル所ハ之ヲ写スヲ得ス其範圍極メテ狭小ナリ

トイフヘシ美術トシテハ則チ然ラス想像ノ及フ所風伯之ヲ畫クヲ得雨師之ヲ畫クヲ得完備セル美人奇絶ナル山水物トシテ畫ク可カラサルナシ而シテ之ヲ作ル者固ヨリ娛ム之ヲ觀ル者亦樂ム故ニソノ高尚優美ナルモノニ至リテハ能ク人心ヲ柔ラケテ〔安か〕ニ格〔アタ〕ラサラム畫ノ徳亦大ナル哉此ニ因テ之ヲ觀レハ畫ハ娛樂ノ點ヨリ見ルモ実用ノ點ヨリ論スルモ人生必ス當ニ學フヘキノ技ナリ某カ素論如此今足下某ニ問フニ畫事ヲ以テス因テ之ヲ以テ答フ若シ謬見アラハ幸ニ垂教ヲ吝ムヲ勿レ某頓首再拜

70 作文 人ノ画ヲ問フニ答フル文

板谷嘉七

天光威ヲ逞フシ午睡終日忽チ夢破ル、ノ際雲翰郵使ヲ煩シ余ノ消光ヲ問ヒ併テ和洋画ノ如何以テスルノ榮ヲ辱フス余ヤ識淺ク術ニ拙ク畜ニ兒之間ニ甘ジテ拜復ス常時思フ一技〔枝か〕ノ免〔免か〕毛能ク天地ノ物景ヲ寫シ山岳為メニ高壯河海為メニ深遠月白キヲ覺エ風ノ清キヲ知ル揮毫ノ間自ツカラ体ヲ見ハス其法ノ雅致ニシテ風韻アル世界未ダ其類ヲ見サルナリ是レ我美術國ノ長スル所大小遺スナク長短漏サズ其眞ヲ描ク笑エバ、為メニ笑ヒ怒レバ、為メニ怒ル描ヒテ以テ眞ニ逼ル洋画ノ妙ヲ得ル所而シテ其雅ニ乏シキ素ヨリ知ルベキナリ然リト虽モ事物所ニ回リテ用ヲ異ニス風韻ヲ愛スルハ和画ニシテ眞ニ逼ルノ切ナルハ洋画ニアリ余ヤ終日長閑氣為メニ倦ム願ハク駕ヲ托ケテ柴門ヲ叩クアレ和洋ノ画以テ評ヲ加エ〔歎カ〕一勸ヲ催サントス且ツ過日到ル所ノ瓶酒アリ一杯ヲ傾ケテ天光百万ノ兵ニ抗シ午睡ノ魔思ヲ襲フアラバ其妙ナル和筆画ノ雅精モ遠ク及バサル所ナリ云々

明治廿二年九月九日試業答案

70 人ノ画ヲ問フニ答フル書

大兄余ノ画ヲ學ブニ就キ懇切ノ忠言ヲ賜ヒヌ画ヲ問ハル余不肖ト虽イ
 サ、カ所志アリ試ニ左ニ一言シ並ニ貴需ニ應ゼン夫一国ニシテ繪画等美
 術ナキ時ハ如何ニ學藝道德旺盛ナルモ其国民ヤ狡猾或ハ陋野ナリ既ニ国
 民ニシテ猾又ハ野ニシテ優美ノ思想ナケレバ其国ヤ文明ト謂フ得ス国
 民ニ優美ノ思想ヲ浹治セシムルハ美術ヲ盛ニスルノ外ナシ美術ノ本ハ繪
 画ニアリ是余ノ繪画ヲ學バントスル所ナリ大兄曰ク何ゾ西洋画ヲ學バザ
 ルト余ノ西洋画ヲ棄テ日本画ヲ學バントスルハ仰故アルナリ西洋画モ亦
 一種ノ特處アルモ要スルニ実物模寫ノミ馳セテ醜陋ヲ顯ズ之ニ反シテ

5 職員等

日本画ハ実物ヲ離レ其精神ヲ寫ス學理上所謂形而上ノ美ヲ含ム是ヲ以テ
 近來外国人ノ賞賛措カズシテ亦外人ノ企テ及バザル所ナリ故ニ余ハ銳意
 日本画ヲ學ビ之ヲ我國粹トシ之ヲ以テ我國ヲ完全ナル文明ノ域ニ進マシ
 メ之ヲ以テ驕慢ナル外人ヲ凌駕センコトヲ願フ者ナリ 拝具 安藤時藏

明治二十二年末現員表 (東京美術学校現員表 明治廿二年十月末日調) による。

職員

| | | | |
|-------------------|-------------------------------|-------|--------------------|
| 校長事務取扱 | 文部省専門学務局長奏任官一等 兼元老院議官勅任官二等 | 兵庫県士族 | 浜尾新 |
| 雇美術事務取扱 幹事事務取扱 | 准勅任取扱月俸銀貨五百円 兼宮内省雇 | 米国人 | エルネスト・エ フ・フエノロサ |
| 幹事 | 奏任官四等上級俸 兼帝國博物館理事 | 東京府平民 | 岡倉覚三 |
| 兼庶務書記 | 文部屬判任官三等 兼教諭奏任官五等 | 東京府士族 | 今泉雄作 |
| 會計主任 | 文部屬判任官五等 | 大坂府士族 | 安井一匡 |
| 庶務書記 | 判任官七等 | 富山県士族 | 平尾吉延 |
| 兼勤教場掛 | 文部省雇 | 香川県士族 | 長尾楨太郎 |
| 出張員營膳掛 | 同 | 東京府平民 | 佐々木景員 |
| 雇教場掛 | 月俸 金三十拾円 | 京都府平民 | 中島末治 |
| 雇教科用図画模写 | 月俸 金貳拾円 | 東京府平民 | 安藤為吉 |
| 雇會計掛 | 月俸 金拾貳円 | 同 | 岸恒一 |
| 同同 | 日給 金參拾錢 | 東京府士族 | 糟屋正通 |

嘱託員

| | | | |
|---------|----------------------------|-------|------|
| 教科用絵画取調 | 手当一ヶ月金百貳拾円 帝国博物館書記判任官九等 | 愛知県士族 | 川崎千虎 |
|---------|----------------------------|-------|------|

教員

| | | | |
|-----------|----------------------------|-------|----------------|
| 雇美美術史学 | 准勅任取扱 兼宮内省雇 月俸銀貨五百円 | 米国人 | フエルネスト・エ ロサ |
| 教諭 歴和史文 | 奏任官三等 年俸三百五拾円 | 東京府平民 | 黒川真頼 |
| 同 絵画 | 奏任官五等 年俸五百円 | 東京府士族 | 橋本雅邦 |
| 同 同 | 同 | 東京府平民 | 川端玉章 |
| 同 彫刻 | 同 | 同 | 高村幸吉 |
| 同 絵画 | 同 | 京都府平民 | 巨勢小石 |
| 兼教諭 美術物史学 | 奏任官五等 兼書記判任官三等 年俸貳百円 | 東京府士族 | 今泉雄作 |
| 兼勤 漢文 | 文部省雇 | 香川県士族 | 長尾楨太郎 |
| 雇 彫刻 | 月俸 金参拾五円 | 東京府士族 | 藤田文蔵 |
| 同 絵画 | 同 | 東京府平民 | 狩野友信 |
| 同 彫刻 | 月俸 金参拾円 | 同 | 竹内兼五郎 |
| 同 絵画 | 月俸 金拾五円 兼東京盲啞学校雇 | 同 | 結城正明 |

嘱託教員

| | | | |
|------|--------------------|-------|------|
| 幾何画法 | 第一高等中学校教諭 奏任官三等 | 東京府士族 | 小島憲之 |
|------|--------------------|-------|------|

| | | | |
|-------|--------------------------------|-------|--------|
| 理化 | 高等師範学校教諭 兼任官四等 兼文部属判任官一等 | 福岡県士族 | 磯野 徳三郎 |
| 数 | 高等師範学校教諭 兼任官四等 | 東京府士族 | 千本 福隆 |
| 理科・数学 | 高等商業学校教諭 兼任官五等 兼文部属判任官一等 | 埼玉県士族 | 上原 六四郎 |

日給 金貳拾五銭 写字生 一人
同 金貳拾七銭 校丁 同
同 金貳拾五銭 同 同
同 金貳拾五銭 小使 同
同 金貳拾貳銭 同 三人

東京美術学校生徒現員表 (明治廿二年十二月末日調)

| 生徒 | 類別 | 合計 | | 入学 | 卒業 | 退学 | 死亡 |
|-----|---------|----|----|----|----|----|----|
| | | 給費 | 自費 | | | | |
| 普通科 | 第一第二第三年 | 二七 | 二七 | 六二 | | 八 | |
| 専修科 | | | | | | | |

なお、年報に記載されていない本年中の職員辞令関係事項を「職員辞令メモ」より抜粋して左に掲げておく。

二月九日 文部省雇兼宮内省雇本校教員米國人フエノロサ勅任ニ準シ待遇セラル
三月六日 東京府士族関思聰ヲ写字生ニ採用シ日給二十五銭ヲ給ス

三十日 本校会計主任(文部属)鳥羽聖敬非職ヲ命セラレ(下略)
四月八日 雇加納光太郎(号鉄哉)病氣ノ故ヲ以テ願ニ依リ雇ヲ免セラル
五月十六日 幹事岡倉寛三帝國博物館理事ニ兼任シ高等官四等ニ叙シ美術部長ヲ命セラル

九月廿六日 文部書記官青木保本校長事務取扱濱尾新不在中ノ代理ヲ命セラル

十一月十七日 本校書記(文部属)今泉雄作判任官三等ニ陞叙セラル

十二月廿四日 雇藤田文蔵京都東山清水植田菜齋ノ依頼ヲ受ケ故西郷隆盛銅像建設ニ従事シタキ旨ヲ以テ向一ヶ年間請暇願出ヲ許可セラル(但俸給支給セス)

十二日 教諭高村光雲第三回内國勸業博覧会審査官被仰付

6 臨時試験

実技試験のみを行ったものと思われる。その結果、甲組に編入された九名は塩沢峰吉、関保之助、高屋徳次郎、岡吉寿、鶴殿清、下村晴三郎、岡本勝元ら(他二名の氏名未詳)であり、乙組三十二名は横山秀鷹、白井保次郎、江中万造、小山富造、白鳥駒吉、内海広精、石川準礼、渡部織衛、

